

市川市地域防災計画（風水害等編） 新旧対照表

ページ	修正箇所	現行	修正後
2	防災体制における基本的な用語 2 災害時の体制に関する用語 避難場所	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的に避難する場所（市内に <u>123</u> 箇所を指定）	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的に避難する場所（市内に <u>121</u> 箇所を指定）
同上	防災体制における基本的な用語 2 災害時の体制に関する用語 避難所	○市民の避難動向や施設の被災状況等を考慮し、避難所として指定・開設する施設（市内に <u>89</u> 箇所を指定）	○市民の避難動向や施設の被災状況等を考慮し、避難所として指定・開設する施設（市内に <u>88</u> 箇所を指定）
同上	防災体制における基本的な用語 3 その他本市の体制に関する用語 災害時支援協定市区町村	（新規）	<u>被災宅地危険度判定土</u> <u>発災直後から被災宅地の危険度判定を実施する。</u>
同上	防災体制における基本的な用語 3 その他本市の体制に関する用語 災害時支援協定市区町村	○災害時の相互応援協力について、協定を結んでいる市町村 ○東葛飾地域の市、千葉県内市町村、その他市区町（ <u>8</u> 市 2 区 2 町 2 村）等の協定がある。	○災害時の相互応援協力について、協定を結んでいる市町村 ○東葛飾地域の市、千葉県内市町村、その他市区町（ <u>9</u> 市 2 区 2 町 2 村）等の協定がある。

ページ	修正箇所	現行	修正後
3	防災体制における基本的な用語 4 防災に関する用語	(新規)	<u>がけ崩れ警戒区域</u> ○崖崩れの崩壊による災害発生の未然防止や崩壊防止対策を進めるとともに災害時には迅速な情報伝達体制と避難誘導を実施する
3	防災体制における基本的な用語 4 防災に関する用語	(新規)	<u>土砂災害警戒区域</u> ○急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危険が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
同上	防災体制における基本的な用語 4 防災に関する用語	(新規)	<u>土砂災害特別警戒区域</u> ○急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著し危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
同上	防災体制における基本的な用語 4 防災に関する用語	(新規)	<u>急傾斜地崩壊危険区域</u> ○急傾斜地の崩壊が発生した場合に、崩壊により危害が生ずるおそれのあるもの、およびこれに隣接する土地の区域で、急傾斜地崩壊対策事業を実施するとともに、一定の行為が制限される。

ページ	修正箇所	現行	修正後
7	第1章 第4節 第2 他の計画との関係	<p>1 上位計画との関係</p> <p>本計画は、防災基本計画及び千葉県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>1 上位計画との関係</p> <p>本計画は、防災基本計画及び千葉県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。</p> <p>また、市政運営の根本となる市川市総合計画や、発災前の施策を対象に、どのような大規模災害が発生しても、被害の最小化を推進していく市川市国土強靱化地域計画に基づき実施する施策と整合を図るものとする。</p>
16	第1章 第7節 第4 気象	<p>最近10年間（平成21年から平成30年まで）の年間平均気温は<u>15.9℃</u>で、月別の最低平均気温は1月の<u>5.1℃</u>、最高平均気温は8月の<u>27.3℃</u>でおおむね温暖な気候である。年間平均降水量は約<u>1,255.4mm</u>で、<u>平均降水量</u>は、秋に多く、冬に少ない傾向である。</p> <p>平均降水量及び平均気温（平成21年～平成30年）</p> <p>（資料：市川市環境白書 <u>令和元年度版</u>）</p>	<p>最近10年間（平成23年から令和2年まで）の年間平均気温は<u>16.1℃</u>で、月別の最低平均気温は1月の<u>5.2℃</u>、最高平均気温は8月の<u>27.5℃</u>でおおむね温暖な気候である。年間平均降水量は<u>1,220.5mm</u>で、秋に多く、冬に少ない傾向である。</p> <p>平均降水量及び平均気温（平成23年～令和2年）</p> <p>（資料：市川市環境白書 <u>令和3年度版</u>）</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
23	第1章 第8節 第4 高潮浸水による被害想定	<p>平成21年4月に国土交通省が公表した既往最大規模の浸水想定区域図に基づき、高潮による被害想定を行った。なお、平成30年11月に千葉県が公表した<u>想定最大規模の浸水想定区域図</u>では、本市が<u>広範囲にわたって浸水する。ただし、この浸水想定区域図は、台風のルートや規模、河川・海岸施設の破壊という最悪の条件下で想定したもの、そして、概ね1,000～5,000年に一度の発生頻度であることから、「なんとしても人命を守る」という観点での参考とする。</u></p> <p>1 想定する台風 <u>(1) 既往最大規模</u> 台風の中心気圧 940hPa、台風の移動速度 73km/h (昭和34年9月の伊勢湾台風級) <u>(2) 想定最大規模</u> 台風の中心気圧 910hPa (昭和9年9月の室戸台風級)、台風の移動速度 73km/h (昭和34年9月の伊勢湾台風級) (※さらに河川・海岸施設が破壊される設定)</p> <p>2 被害想定 <u>(既往最大規模)</u> _____ _____</p>	<p>平成21年4月に国土交通省が公表した既往最大規模の浸水想定区域図に基づき、高潮による被害想定を行った。また、平成30年11月に千葉県が公表した<u>想定最大規模の浸水想定区域図</u>は、令和4年6月10日に水防法に基づく区域指定が行われた。この浸水想定区域図は、概ね1,000～5,000年に一度の発生頻度であり、台風のルートや規模、河川・海岸施設の破壊という最悪の条件下で想定したものである。</p> <p>1. 想定する台風 <u>(1) 想定最大規模</u> 台風の中心気圧 910hPa (昭和9年9月の室戸台風級)、台風の移動速度 73km/h (昭和34年9月の伊勢湾台風級) <u>(2) 既往最大規模</u> 台風の中心気圧 940hPa、台風の移動速度 73km/h (昭和34年9月の伊勢湾台風級)</p> <p>2 被害想定 _____ ア 想定最大規模 (表を新規で作成) イ 既往最大規模</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
25	第1章 第8節 第5 そのほかの河川	(新規)	<p>千葉県が公表した県内河川における想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図や氾濫推定図のうち、江戸川水系及び真間川水系以外の河川において、本市域内で浸水が想定される河川は次のとおりである。</p> <p>なお、これらの洪水浸水想定区域図・氾濫推定図は、先に示した「江戸川洪水浸水想定区域・真間川洪水浸水想定区域」の浸水想定区域の範囲内である</p> <p><u>1. 対象河川および想定雨量</u></p> <p><u>本市において洪水により浸水が想定される小規模河川・水位周知河川（市外含む）及び、その河川における想定雨量は、千葉県で設定した次の条件に基づいている。</u></p> <p><u>（1）海老川（令和元年12月公表）</u> <u>海老川流域の9時間総雨量 516mm</u></p> <p><u>（2）坂川及び新坂川（令和2年5月公表）</u> <u>坂川及び新坂川流域の24時間雨量 690mm</u></p> <p><u>（3）高谷川（令和4年3月公表）</u> <u>高谷川流域の24時間雨量 690mm</u></p> <p><u>（4）坂川及び新坂川（令和4年3月公表）</u> <u>猫実川流域の24時間雨量 690mm</u></p> <p><u>（5）秣川（令和4年3月公表）</u> <u>秣川流域の24時間雨量 690mm</u></p>

			※千葉県は、旧江戸川についても、 <u>シミュレーション</u> を行うも氾濫しないとの結果になっている。
31	第2章 計画の主旨	・応急危険度判定 _____ への対応体制の整備	・応急危険度判定・被災宅地危険度判定への対応体制の整備
33	第2章 第1節 第1水害の予防	<p>春木川については、平成8年度より河道改修に着手し、平成30年度末現在で延長2,210mのうち<u>1,506m (68.1%)</u>が改修済みである。</p> <p>派川大柏川については、平成12年度より事業に着手したものの平成16年度に休工となった。しかし、平成25年台風26号の被害を受け、真間川水系全体の整備進捗状況や派川大柏川流域の最近の浸水被害状況等を踏まえ、平成29年1月に事業再開（用地買収）を決定した。<u>平成30年度末現在で38.1%</u>を取得済みである。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、市川市・鎌ヶ谷市・船橋市にまたがる大柏川上流部に位置する大柏川第二調節池（約19ha）については、平成18年度より用地買収に着手し、<u>平成30年度末現在で90.6%</u>を取得済みであり、用地のまとまった箇所から順次掘削工事が進められている。</p>	<p>春木川については、平成8年度より河道改修に着手し、令和3年度末現在で延長2,210mのうち<u>1,589m (71.9%)</u>が改修済みである。</p> <p>派川大柏川については、平成12年度より事業に着手したものの平成16年度に休工となった。しかし、平成25年台風26号の被害を受け、真間川水系全体の整備進捗状況や派川大柏川流域の最近の浸水被害状況等を踏まえ、平成29年1月に事業再開（用地買収）を決定した。<u>令和3年度末現在で52.4%</u>を取得済みである。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、市川市・鎌ヶ谷市・船橋市にまたがる大柏川上流部に位置する大柏川第二調節池（約19ha）については、平成18年度より用地買収に着手し、<u>令和3年度末現在で91.4%</u>を取得済みであり、用地のまとまった箇所から順次掘削工事が進められている。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
34	第2章 第1節 第1 水害の予防	<p>③ 本市による河川改修</p> <p>大柏川の上流部となる浜道橋から鎌ヶ谷市境までの区間（延長 1,621m）について、準用河川から一級河川となったことから、平成7年度より本市において都市基盤河川改修事業として時間雨量 50mm に対応する河道改修に着手した。<u>令和元年度末までの整備状況は、河川拡幅用地の全ての取得、橋りょう全 8 橋の架け替え、そして護岸整備 1,588m（98.0%）が完成した。</u></p>	<p>③ 本市による河川改修</p> <p>大柏川の上流部となる浜道橋から鎌ヶ谷市境までの区間（延長 1,621m）について、準用河川から一級河川となったことから、平成7年度より本市において都市基盤河川改修事業として時間雨量 50mm に対応する河道改修に着手した。<u>令和3年度末までの整備状況は、河川拡幅用地の全ての取得、橋りょう全 8 橋の架け替え、そして護岸整備 1,621m（100.0%）が完成した。</u></p>
34	第2章 第1節 第1 水害の予防	<p>（2）雨水排水対策</p> <p>① 雨水排水基本計画</p> <p>本市では、真間川流域整備計画に合わせた雨水排水基本計画に基づき、幹線排水路及び排水機場の整備を進めている。排水路整備については、時間雨量 50mm 対応に整備するもので、雨水幹線排水路の延長 229,177m を整備し、令和元年度末時点で 133,533m の整備（58.3%）が完了している。一方、排水機場・ポンプ場については、市が管理する排水機場・ポンプ場は現在 22 機あり、仮設ポンプ・水中ポンプ等を市内低地地域 81 箇所に設置し、内水排除に努めている。</p>	<p>（2）雨水排水対策</p> <p>① 雨水排水基本計画</p> <p>本市では、真間川流域整備計画に合わせた雨水排水基本計画に基づき、幹線排水路及び排水機場の整備を進めている。排水路整備については、時間雨量 50mm 対応に整備するもので、雨水幹線排水路の延長 229,177m を整備し、令和3年度末時点で 133,533m の整備（58.3%）が完了している。一方、排水機場・ポンプ場については、市が管理する排水機場・ポンプ場は現在 22 機あり、仮設ポンプ・水中ポンプ等を市内低地地域 81 箇所に設置し、内水排除に努めている。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
34	第2章 第1節 第1 水害の予防	<p>② 公共下水道 雨水排水の抜本対策である公共下水道（雨水）事業を進めるとともに、公共下水道（雨水）の整備が当分見込まれない地区では、河川整備計画と整合を図った市川市雨水排水基本計画に基づき、幹線排水路や排水施設等の整備を図る。</p> <p>公共下水道（雨水）については、真間・菅野・市川南・中山などの排水区で計約 859ha を整備し、汚水事業にあわせて整備区域を拡大するとともに、平成 24 年度より外環道路事業に合わせて、市川南排水区及び高谷・田尻排水区でポンプ場や雨水管渠の整備を行っており、<u>平成 31 年度末時点での整備率は約 33.5%である。</u></p>	<p>② 公共下水道 雨水排水の抜本対策である公共下水道（雨水）事業を進めるとともに、公共下水道（雨水）の整備が当分見込まれない地区では、河川整備計画と整合を図った市川市雨水排水基本計画に基づき、幹線排水路や排水施設等の整備を図る。</p> <p>公共下水道（雨水）については、真間・菅野・市川南・中山などの排水区で計約 859ha を整備し、汚水事業にあわせて整備区域を拡大するとともに、平成 24 年度より外環道路事業に合わせて、市川南排水区及び高谷・田尻排水区でポンプ場や雨水管渠の整備を行っており、<u>令和 3 年度末時点での整備率は約 34.8%である。</u></p>
35	第2章 第1節 第1 水害の予防	<p>(3) 流域対策 市街化によって失われた流域における適正な保水・遊水機能の維持・確保を図るため、雨水貯留・浸透施設の設置について、市民との協働により進めている。</p> <p>① 本市による流域対策 本市では、幹線排水路沿いに調整池を整備（<u>12 箇所、160,000 m³</u>）するとともに、学校や公園等の公共施設に雨水貯留施設を整備（30 箇所、20,000 m³）することで、河川への雨水流出抑制を行っている</p>	<p>(3) 流域対策 市街化によって失われた流域における適正な保水・遊水機能の維持・確保を図るため、雨水貯留・浸透施設の設置について、市民との協働により進めている。</p> <p>① 本市による流域対策 本市では、幹線排水路沿いに調整池を整備（<u>13 箇所、163,000 m³</u>）するとともに、学校や公園等の公共施設に雨水貯留施設を整備（30 箇所、20,000 m³）することで、河川への雨水流出抑制を行っている。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
36	第2章 第1節 第1 水害の予防	<p>4 水防法に基づく避難体制の整備（災害対応事務局、被災市街地対応本部、被災生活支援本部）</p> <p>(1) 浸水想定区域内の地下街及び要配慮者利用施設等への対応</p> <p>水防法第15条に基づく浸水想定区域内の地下街、又は大規模工場等、若しくは主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設に対して、洪水予報等の伝達方法を定めておく。</p> <hr/> <p>(3) 要配慮者利用施設での避難確保計画の作成等</p> <p>水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する。避難確保計画の作成にあたっては、水害ハザードマップをもとに情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認する。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>4 水防法に基づく避難体制の整備（災害対応事務局、被災市街地対応本部、被災生活支援本部）</p> <p>(1) 浸水想定区域内の地下街及び要配慮者利用施設等への対応</p> <p>水防法第15条に基づく浸水想定区域内の地下街、又は大規模工場等、若しくは主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設に対して、洪水予報等の伝達方法を定めておく。</p> <p><u>洪水予報等の伝達に関しては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき実施する。</u></p> <p>(3) 要配慮者利用施設での避難確保計画の作成等</p> <p>水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する。避難確保計画の作成にあたっては、水害ハザードマップをもとに情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認する。</p> <p><u>浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の名称及び所在地については、地域防災計画（資料編）に記載する。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
37	第2章 第1節 第2 土砂災害の予防	<p>本市において、<u>地すべり</u>、崖崩れ等の土砂災害のおそれがある地域は、北部の台地縁辺部にみられる海食崖に起因する自然崖、宅地造成等の切土・盛土に起因する人工崖等に近接する場所である。</p> <p>擁壁等の適切な防護施設のないままに住宅化が進められた箇所においては、大雨等があった場合に崖崩れによる災害が発生するおそれがあるため、次の対策を図る。</p>	<p>本市において、<u> </u>、崖崩れ等の土砂災害のおそれがある地域は、北部の台地縁辺部にみられる海食崖に起因する自然崖、宅地造成等の切土・盛土に起因する人工崖等に近接する場所である。</p> <p>擁壁等の適切な防護施設のないままに住宅化が進められた箇所においては、大雨等があった場合に崖崩れによる災害が発生するおそれがあるため、次の対策を図る。</p>
同上	同上	<p>1 急傾斜地崩壊危険<u>箇所</u>の指定（被災市街地対応本部）</p> <p>千葉県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、本市と協議の上で、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行っている。</p> <p>現在、市内で14箇所の崖地が千葉県の指定を受けており、それぞれ崩壊防止に向けた整備が進められている。</p>	<p>1 急傾斜地崩壊危険<u>区域</u>の指定（被災市街地対応本部）</p> <p>千葉県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、本市と協議の上で、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行っている。</p> <p>現在、市内で14箇所の崖地が千葉県の指定を受けており、それぞれ崩壊防止に向けた整備が進められている。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
37	第2章 第1節 第2 土砂災害の予防	<p>2 <u>土砂災害防止法に基づく対策の推進</u>（災害対応事務局、被災市街地対応本部）</p> <p><u>令和元年度末現在、本市域では「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を受けていないが、指定を受けた場合、本市はそれらの区域を広く周知するとともに、千葉県と協力し、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制、移転等の勧告、警戒避難体制の整備等、土砂災害防止法に基づく対策を図る。</u></p> <p><u>なお、土砂災害警戒区域の指定がなされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域に準じた警戒避難体制の整備に努める。</u></p>	<p>2 <u>土砂災害警戒区域等の指定</u>（災害対応事務局、被災市街地対応本部）</p> <p><u>千葉県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂法」という）に基づき、土砂災害が発生した場合に建築物の破損や市民等の生命または身体に危害が生じる恐れのある区域を「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」に指定しており、建築物移転等の勧告、建築物の構造規制、開発行為の制限、市への情報提供や助言を行っている。</u></p> <p><u>令和4年4月1日現在、市内55箇所の崖地が千葉県の指定を受けており、それらの区域を広く周知するとともに、千葉県と協力し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒避難体制の整備等を図る。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
37	第2章 第1節 第2 土砂災害の予防	<p>4 土砂災害警戒情報の発表（災害対応事務局、被災市街地対応本部）</p> <p><u>本市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に備えて、迅速な周辺住民に対する周知方法や、避難に対する即応体制の強化を図る。</u></p>	<p>4 土砂災害警戒情報の発表（災害対応事務局、被災市街地対応本部）</p> <p><u>土砂災害警戒情報は、土砂法第27条及び気象業務法第11条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同で市町村ごとに発表し、千葉県より関係市町村に通知される。</u></p> <p><u>土砂災害警戒情報が発表された場合は、迅速な周辺住民に対する周知方法や、避難に対する即応体制の強化を図る。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
37	第2章 第1節 第2 土砂災害の予防	<u>(新規)</u>	5 警戒区域内の要配慮者利用施設等への対応 (災害対応事務局、被災市街地対応本部) 土砂法第8条の2に基づく土砂災害警戒区域内の 要配慮者利用施設の管理者は、急傾斜地の崩壊等 が発生する恐れがある場合の避難情報の入手手段や 避難行動等を示す避難確保計画を作成し、避難訓 練を実施する。避難確保計画の作成にあたっては、減 災マップ等をもとに情報の入手手段や避難場所・避難 経路等を確認する。

ページ	修正箇所	現行	修正後
39	第2章 第1節 第4 高潮災害の予防	<p>4 高潮に対する情報提供及び知識の普及・啓発 (災害対応事務局、被災市街地対応本部)</p> <p>千葉県は、水害による被害の軽減を図るため、浸水のおそれのある地域をあらかじめ調査し、「想定最大規模降雨」に対応した浸水予想区域を把握する。</p> <p>また、住民自らがあらかじめ豪雨による地域の危険性を理解し、自身に最も適した避難行動につなげるため、浸水情報や避難場所等の必要な情報を記載した水害ハザードマップを作成・配付するとともに、広報紙、本市公式 Web サイト等により地域住民への周知を行う。</p> <p><u>なお、想定最大規模降雨による浸水想定区域図は、台風のルートや規模、河川・海岸施設の破壊という最悪の条件下で想定したもので、そして、概ね 1,000～5,000 年に一度の発生頻度であることから、「なんとしても人命を守る」という観点での参考とする。</u></p>	<p>4 高潮に対する情報提供及び知識の普及・啓発 (災害対応事務局、被災市街地対応本部)</p> <p>千葉県は、水害による被害の軽減を図るため、浸水のおそれのある地域をあらかじめ調査し、「想定最大規模降雨」に対応した浸水予想区域を把握する。</p> <p>また、住民自らがあらかじめ豪雨による地域の危険性を理解し、自身に最も適した避難行動につなげるため、浸水情報や避難場所等の必要な情報を記載した水害ハザードマップを作成・配付するとともに、広報紙、本市公式 Web サイト等により地域住民への周知を行う。</p> <p><u>なお、想定最大規模降雨による浸水想定区域図は、概ね 1,000～5,000 年に一度の発生頻度で台風のルートや規模、河川・海岸施設の破壊という最悪の条件下で想定したものであり、本市が広範囲にわたって浸水することから、避難には、隣接自治体との連携が必要不可欠であるため、千葉県の主導のもと、広域避難の体制について検討を進める。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
40	第2章 第1節 第5 防災拠点施設・空間の 整備	2 本庁舎の安全安心拠点化（災害対応事務局、 関係本部） 本庁舎の建替え等の検討を進める中で、電気・水道・ ガス等のライフラインのバックアップ機能を積極的に導入 し、拠点機能の充実に努め、風水害時には本市全域 における災害応急対策活動の中核拠点となれるよう 整備を進めていく。	2 第1庁舎の安全安心拠点化（災害対応事務 局、関係本部） 風水害時に本市全域における災害応急対策活動の 中核拠点となることから、電気・水道・ガス等のライフ ラインのバックアップ機能を積極的に導入する。
同上	同上	避難場所 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>121箇所</u> ○津波 <u>121箇所</u> ○江戸川 氾濫 <u>104箇所</u> ○内水・真間川氾濫 <u>111箇所</u> ○高潮 <u>121箇 所</u> ○土砂災害（崖崩れ） <u>89箇所</u>	避難場所 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>119箇所</u> ○津波 <u>119箇所</u> ○江戸川 氾濫 <u>102箇所</u> ○内水・真間川氾濫 <u>109箇所</u> ○高潮 <u>119箇 所</u> ○土砂災害（崖崩れ） <u>88箇所</u>
同上	同上	避難所 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>89箇所</u> ○津波 <u>89箇所</u> ○江戸川 氾濫 <u>89箇所</u> ○内水・真間川氾濫 <u>89箇所</u> ○高潮 <u>89箇所</u> ○土砂災害（崖崩れ） <u>70箇所</u>	避難所 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>88箇所</u> ○津波 <u>88箇所</u> ○江戸川 氾濫 <u>85箇所</u> ○内水・真間川氾濫 <u>86箇所</u> ○高潮 <u>88箇所</u> ○土砂災害（崖崩れ） <u>70箇所</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
41	第2章 第1節 第5 防災拠点施設・空間の 整備	要配慮者のために指定・開設する避難所（ <u>46 施設</u> ）	要配慮者のために指定・開設する避難所（ <u>45 施設</u> ）
41	第2章 第1節 第5 防災拠点施設・空間の 整備	防災倉庫 市内 14 箇所及び小・中学校（ <u>55 校</u> ）に設置している。	防災倉庫 市内 14 箇所及び小・中学校（ <u>53 校</u> ）、義務教育学校 1 校に設置している。
41	同上	4 防災拠点施設等の機能整備（略） (3) 自家用発電機の整備	4 防災拠点施設等の機能整備（略） (3) 自家用発電機の整備（ <u>太陽光発電設備や蓄電池等の自立・分散型エネルギーの導入</u> ）
44	第2章 第2節 第2 協力体制の整備	2 他自治体等との協力体制の整備（略） <u>（新設）</u>	1 関係機関との協力体制の整備（略） <u>（4）被災市区町村応援職員確保システム（総務省）の活用</u> <u>大規模災害が発生した場合には、被災住民の生活再建等を支援するため、避難所運営や罹災証明書の交付等について迅速・的確な対応が求められる。</u> <u>被災市区町村において、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に備え、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣する「被災市区町村応援職員確保システム（総務省）」の活用を検討する。</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
45	第2章 第2節 第2 協力体制の整備	(2) 市内ボランティア団体との連携 令和2年4月1日現在、市内に368のボランティア 団体が把握されており、そのうち94団体は、社会福 祉法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンター に登録されている。	(2) 市内ボランティア団体との連携 令和4年4月1日現在、市内に368のボランティア 団体が把握されており、そのうち74団体は、社会福祉 法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンターに 登録されている。
47	第2章・第2節・第4 消防・救助体制の整備	消防本部では、火災発生時の消防組織体制を定め ているほか、通常の消防体制では対応が困難な場合 に備えて、応援協定や「 <u>市川市消防局広域応援計画 及び受援計画</u> 」の策定 等も行っている。	消防本部では、火災発生時の消防組織体制を定め ているほか、通常の消防体制では対応が困難な場合 に備えて、応援協定や「 <u>市川市消防局広域応援出動 計画及び市川市消防局広域応援受援計画</u> 」の策定 等も行っている。
同上	同上	3 消防用資器材等の増強・配置（災害対応事務 局、消防本部） 災害時に想定されている大規模火災等に対応するた め、消防機関だけでなく地域（自主）防災組織等も 利用できるよう、国の「 <u>第5次地震防災緊急事業五 箇年計画（平成28～令和2年度）</u> 」により、消防 用資器材等の増強・配置を推進する。	3 消防用資器材等の増強・配置（災害対応事務 局、消防本部） 災害時に想定されている大規模火災等に対応するた め、消防機関だけでなく地域（自主）防災組織等も 利用できるよう、国の「 <u>第6次地震防災緊急事業五 箇年計画（令和3～令和7年度）</u> 」により、消防用 資器材等の増強・配置を推進する。

ページ	修正箇所	現行	修正後
50	第2章 第2節 第6 避難体制の整備	<p>(3) 要配慮者対策 高齢者や障がい者、乳幼児等を安全に受け入れる避難所体制を整備する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) ペット対策 ペット同行避難者を受け入れる体制を整備する。</p>	<p>(3) 要配慮者対策 高齢者や障がい者、乳幼児等を安全に受け入れる避難所体制を整備する。</p> <p>(4) 感染症対策 <u>避難所で感染症が蔓延しないよう、感染症対策に配慮した避難所体制を整備する。</u></p> <p>(5) ペット対策 ペット同行避難者を受け入れる体制を整備する。</p>
同上	同上	<p>(3) ペット避難所の<u>優先開設場所候補地</u> 「災害時ペット同行避難マニュアル」に基づき、<u>優先して開設可能なペット避難所を定める。</u></p> <p>(4) 動物の救助及び保護体制の整備 逃げ出したり遺棄されたペットが発生した場合に備え、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携を図れるよう協力体制の整備を進める。 また、平常時から飼い主を特定できる鑑札、_____、名札等のペットへの装着について周知に努める。</p>	<p>(3) ペット避難所の<u>開設場所</u> 「災害時ペット同行避難マニュアル」に基づき、<u>小学校等の避難所に開設する。</u></p> <p>(4) 動物の救助及び保護体制の整備 逃げ出したり遺棄されたペットが発生した場合に備え、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携を図れるよう協力体制の整備を進める。 また、平常時から飼い主を特定できる鑑札、<u>マイクロチップ</u>、名札等のペットへの装着について周知に努める。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
51	第2章 第2節 第6 避難体制の整備	5 広域避難体制の検討（災害対応事務局） ____江戸川の破堤等の大規模水害時は、市域における浸水区域外の避難所等が不足することが想定されることから、災害時相互応援協定等に基づき、市民の本市域外への広域避難を円滑に行えるよう体制整備に努める。	5 広域避難体制の検討（災害対応事務局） <u>高潮</u> や江戸川の破堤等の大規模水害時は、市域における浸水区域外の避難所等が不足することが想定されることから、災害時相互応援協定等に基づき、市民の本市域外への広域避難を円滑に行えるよう体制整備に努める。

ページ	修正箇所	現行	修正後
53	第2章 第2節 第7 要配慮者支援対策	(新設)	(8) 個別避難計画の作成促進（被災生活支援本部） 避難行動要支援者が円滑かつ迅速な避難ができるよう、避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した「個別避難計画」の作成を促す。
同上	同上	(9) 避難情報の伝達（被災生活支援本部） 災害時には、避難支援等関係者と連携・協力して、避難行動要支援者に対し、速やかに「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」、「警戒レベル4 避難勧告、避難指示（緊急）」等の情報を伝達する。 避難行動要支援者が速やかに避難できるようにするため、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時点で、避難行動要支援者に対し、確実に情報を伝達するよう努める。 なお、視覚障がい者や聴覚障がい者等が的確に情報を受け取る必要があることから、防災行政無線、本市公式 Web サイト、SNS、メール等、様々な情報形式や手段を用いることとする。	(9) 避難情報の伝達（被災生活支援本部） 災害時には、避難支援等関係者と連携・協力して、避難行動要支援者に対し、速やかに _____ _____ 避難情報を伝達する。 避難行動要支援者が速やかに避難できるようにするため、 _____ 避難行動要支援者に対し、確実に情報を伝達するよう努める。 なお、視覚障がい者や聴覚障がい者等が的確に情報を受け取る必要があることから、防災行政無線、本市公式 Web サイト、SNS、メール等、様々な情報形式や手段を用いることとする。

ページ	修正箇所	現行	修正後
54	第2章 第2節 第7 要配慮者支援対策	<p>4 子どもや女性等の要配慮者への配慮（被災生活支援本部、災害対応事務局）</p> <p>子どもの安全を確保するため、保育園、幼稚園、小学校等において、保護者が迎えに来るまでの間、子どもを預かり、保護者に子どもの安否を迅速に連絡する体制の整備を進めていく。</p> <p>女性に対する配慮として、生活必需品等の提供方法、避難所や帰宅困難者の休憩施設における空間の分離、相談体制の整備、託老・託児システムの設立、防犯対策等を検討していく。</p> <p><u>また、「BJ☆Project」の活動を踏まえ、避難所運営体制の検討や備蓄の充実、トイレ対策等の災害への備えを実施する。</u></p>	<p>4 子どもや女性等の要配慮者への配慮（被災生活支援本部、災害対応事務局）</p> <p>子どもの安全を確保するため、保育園、幼稚園、小学校等において、保護者が迎えに来るまでの間、子どもを預かり、保護者に子どもの安否を迅速に連絡する体制の整備を進めていく。</p> <p>また、女性に対する配慮として、生活必需品等の提供方法、避難所や帰宅困難者の休憩施設における空間の分離、相談体制の整備、託老・託児システムの設立、防犯対策等を検討していく。</p> <p><u>さらに、「BJ☆Project」による活動で得られた知見等に基づき、避難所運営における多様性への配慮についても検討する。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
59	第2章 第2節 第9 生活関連物資等の確保 及び調達体制の整備	<p>3 生活必需品等の確保（災害対応事務局、予算・調査班）</p> <p>(2) 生活必需品・資器材の備蓄</p> <p>生活必需品等については、家屋の倒壊等で生活必需品等を失った市民のうちの高齢者、乳幼児等の要配慮者を優先して備蓄を進めている。現在は、生活必需品・資器材（概ね1,000人分）として市立小中学校55校_____に備蓄し、定期的に更新している。</p> <p>今後は、女性や妊産婦を含めて、要配慮者のニーズに配慮した備蓄内容に配慮していくため、要配慮者が必要とされる最小限の生活必需品について適切な施設への分散備蓄を進める。</p> <p>また、避難所等における備蓄の不足時に備えて、市内14箇所に設置している防災倉庫においても、生活必需品・資器材の一部を備蓄していく。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>3 生活必需品等の確保（災害対応事務局、予算・調査班）</p> <p>(2) 生活必需品・資器材の備蓄</p> <p>生活必需品等については、家屋の倒壊等で生活必需品等を失った市民のうちの高齢者、乳幼児等の要配慮者を優先して備蓄を進めている。現在は、生活必需品・資器材（概ね1,000人分）として市立小中学校53校、義務教育学校1校に備蓄し、定期的に更新している。</p> <p>今後は、女性や妊産婦を含めて、要配慮者のニーズに配慮した備蓄内容に配慮していくため、要配慮者が必要とされる最小限の生活必需品について適切な施設への分散備蓄を進める。</p> <p>また、避難所等における備蓄の不足時に備えて、市内14箇所に設置している防災倉庫においても、生活必需品・資器材の一部を備蓄していく。</p> <p><u>(3)衛生用品の確保</u></p> <p><u>避難所で感染症が蔓延することのないよう、衛生用品を備蓄していく。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
70	第3章 第1節 第1 災害対策本部設置前の 体制（水防組織）	(1) 編成 危機管理監のもと、災害対応事務局、広報班、システム・受援班、消防本部（通常体制）、被災市街地対応本部、_____より編成する。	(1) 編成 危機管理監のもと、災害対応事務局、広報班、システム・受援班、消防本部（通常体制）、被災市街地対応本部、 <u>行徳本部</u> より編成する。
同上	同上	(4) 各対応本部の組織構成 参集職員 ○災害対応事務局 ○広報班 ○システム・受援班 ○被災市街地対応本部 ○消防本部（通常体制） _____	(4) 各対応本部の組織構成 参集職員 ○災害対応事務局 ○広報班 ○システム・受援班 ○被災市街地対応本部 ○消防本部（通常体制） ○ <u>行徳本部</u>
71	同上	(1) 編成 危機管理監のもと、災害対応事務局、広報班、システム・受援班、業務継続班、予算・調査班、帰宅困難者・外国人対応班、渉外班、学校教育班、消防本部、被災生活支援本部（災害班、小学校区防災拠点を含む。）、被災市街地対応本部、____、医療本部（保健・福祉活動チーム）により編成する。	(1) 編成 危機管理監のもと、災害対応事務局、広報班、システム・受援班、業務継続班、予算・調査班、帰宅困難者・外国人対応班、渉外班、学校教育班、消防本部、被災生活支援本部（災害班、小学校区防災拠点を含む。）、被災市街地対応本部、 <u>行徳本部</u> 、医療本部（保健・福祉活動チーム）により編成する。

ページ	修正箇所	現行	修正後
73	第3章 第1節第2 災害対策本部の設置	<p>○江戸川の決壊が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>○<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令後、さらに被害の拡大が見込まれる場合</p> <p>○災害救助法が適用される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p>	<p>○江戸川の決壊が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>○<u>高齢者等避難、避難指示</u>を発令後、さらに被害の拡大が見込まれる場合</p> <p>○災害救助法が適用される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p>
同上	同上	<p>1 災害対策本部の開設</p> <p>表中の「災害対策本部の設置場所」 <u>仮本庁舎</u> 災害情報収集室及び委員会室 代替施設（<u>仮庁舎</u>が使用不可の場合）</p>	<p>1 災害対策本部の開設</p> <p>表中の「災害対策本部の設置場所」 <u>第1庁舎</u> 災害情報収集室及び委員会室 代替施設（<u>第1庁舎</u>が使用不可の場合）</p>
74	同上	<p>2 本部－拠点体制（略）</p> <p>災害対策本部の開設場所である<u>仮本庁舎</u>（災害情報収集室及び委員会室）には、本部会議及び災害対応事務局を設置するものとし、各対応本部はそれぞれのマニュアルに基づいて各班を設置し、応急対策活動を実施する。</p>	<p>2 本部－拠点体制（略）</p> <p>災害対策本部の開設場所である<u>第1庁舎</u>（災害情報収集室及び委員会室）には、本部会議及び災害対応事務局を設置するものとし、各対応本部はそれぞれのマニュアルに基づいて各班を設置し、応急対策活動を実施する。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
75	第3章 第1節第2 災害対策本部の設置	《各対応本部長》 行徳本部 第1順位…行徳支所長 第2順位… <u>行徳支所次長</u> 第3順位… <u>行徳支所総務課長</u>	《各対応本部長》 行徳本部 第1順位…行徳支所長 第2順位… <u>行徳支所理事</u> 第3順位… <u>行徳支所次長</u>
同上	同上	《災害班》 災害5班 第1順位…経済部長 第2順位… <u>経済部次長</u> 第3順位…班長の指名する者 災害6班 第1順位…行徳支所長 第2順位… <u>行徳支所次長</u> 第3順位… <u>班長の指名する者</u>	《災害班》 災害5班 第1順位…経済部長 第2順位… <u>経済政策課長</u> 第3順位…班長の指名する者 災害6班 第1順位…行徳支所長 第2順位… <u>行徳支所理事</u> 第3順位… <u>行徳支所次長</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
76	第3章 第1節第2 災害対策本部の設置	本部会議構成員 教育長 (略) 企画部長 _____ _____ 財政部長 (略) 水と緑の部長 _____ 消防団長	本部会議構成員 教育長 (略) 企画部長 <u>中核市準備担当理事</u> <u>DX 担当理事</u> 財政部長 (略) 水と緑の部長 <u>行徳支所機能向上担当理事</u> 消防団長
77	同上	本市の災害対応体制及び所掌事務 災害対応事務局 <u>避難勧告等</u> の発令準備に関すること	本市の災害対応体制及び所掌事務 災害対応事務局 <u>避難情報</u> の発令準備に関すること

ページ	修正箇所	現行	修正後
78	第3章 第1節第2 災害対策本部の設置	被災市街地対応本部（所掌事務） （略） ➤ 被災した市街地における危険防災対策、道路・拠点施設等の 応急確保に関すること ➤ _____ ➤ 崖や河川、海岸等の巡視・監視及び避難に係る意見具申に関 すること （略） ➤ 清掃に関すること ➤ _____ ➤ 災害廃棄物処理に関すること	被災市街地対応本部（所掌事務） （略） ➤ 被災した市街地における危険防災対策、道路・拠点施設等の 応急確保に関すること ➤ 応急危険度判定本部及び被災宅地危険度判定本部の開設・ 運営に関すること ➤ 崖や河川、海岸等の巡視・監視及び避難に係る意見具申に関 すること （略） ➤ 清掃に関すること ➤ 環境汚染の防止に関すること ➤ 災害廃棄物処理に関すること
78	同上	行徳本部（責任者） ①行徳支所長 ②行徳支所次長 ③支所総務課長	行徳本部（責任者） ①行徳支所長 ②行徳支所機能向上担当理事 ③行徳支所次長
79	同上	業務継続班（責任者）（担当部局） ①企画部長 ②企画部次長 ③行政経営課長 ●行政経営課 帰宅困難者・外国人対応班（責任者） ①観光部長 ②観光部次長 ③観光政策課長	業務継続班（責任者）（担当部局） ①企画部長 ②中核市準備担当理事 ③DX 担当理事 ●行政経営・DX 課 帰宅困難者・外国人対応班（責任者） ①観光部長 _____ ②観光政策課長

ページ	修正箇所	現行	修正後
80	第3章 第1節第2 災害対策本部の設置	現地対応拠点等 災害5班 ①経済部長 ② <u>経済部次長</u>	現地対応拠点等 災害5班 ①経済部長 ② <u>経済政策課長</u>
85	第3章 風水害等応急 対策計画 第1節 迅速な活動体 制の確立 第3 職員の参集・配備	[災害対策本部体制における各職員の基本的な参 集・配備場所] ① 本部会議の構成職員 仮本庁舎 ② 災害対応事務局担当職員 仮本庁舎 ③ 消防本部担当職員 消防庁舎 ④ 医療本部担当職員 仮本庁舎 ⑤ 被災生活支援本部担当職員 仮本庁舎 ⑥ 被災市街地対応本部担当職員 仮本庁舎	[災害対策本部体制における各職員の基本的な参 集・配備場所] ① 本部会議の構成職員 第1庁舎 ② 災害対応事務局担当職員 第1庁舎 ③ 消防本部担当職員 消防庁舎 ④ 医療本部担当職員 第1庁舎 ⑤ 被災生活支援本部担当職員 第1庁舎 ⑥ 被災市街地対応本部担当職員 第1庁舎

ページ	修正箇所	現行	修正後
91	第3章 第1節 第5 災害救助法の適用手続	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置 <u>(本市)</u> ・応急仮設住宅の供与 <u>(千葉県)</u> ・炊き出しその他による食品の給与 <u>(本市)</u> ・飲料水の供給 <u>(本市)</u> ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 <u>(本市)</u> ・医療 <u>(千葉県)</u> ・助産 <u>(千葉県)</u> ・災害にかかった者の救出 <u>(本市)</u> ・災害にかかった住宅の応急修理 <u>(本市)</u> ・学用品の供与 <u>(本市)</u> ・埋葬 <u>(本市)</u> ・死体の搜索 <u>(本市)</u> ・死体の処理 <u>(千葉県)</u> ・障害物の除去 <u></u> ・輸送費及び賃金職員等雇上費 ・実費弁償 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置 <u>(市)</u> ・応急仮設住宅の供与 <u>(県、市)</u> ・炊き出しその他による食品の給与 <u>(市)</u> ・飲料水の供給 <u>(市)</u> ・被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 <u>(市)</u> ・医療・助産 <u>(市)</u> <u></u> ・被災者の救出 <u>(市)</u> ・住宅の応急修理 <u>(市)</u> ・学用品の給与 <u>(市)</u> ・埋葬 <u>(市)</u> ・死体の搜索・処理 <u>(市)</u> <u></u> ・障害物の除去 <u>(市)</u> <u></u> <u></u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
96	第3章 第2節 第2 被災情報の収集・伝達	<p>1 気象注意報・警報等の伝達（災害対応事務局、被災市街地対応本部）</p> <p>(1) 伝達系統</p> <p>次の伝達系統図については、資料編のとおりとする。なお、令和2年3月31日現在、本市は千葉県より、水位周知海岸の指定を受けていない。</p>	<p>1 気象注意報・警報等の伝達（災害対応事務局、被災市街地対応本部）</p> <p>(1) 伝達系統</p> <p>次の伝達系統図については、資料編のとおりとする。_____</p>
99	第3章 第2節 第2 被災情報の収集・伝達	<p>9 本部会議及び千葉県への被災状況報告（災害対応事務局、広報班）</p> <p>(3) 千葉県への報告</p> <p>千葉県（葛南地域振興事務所又は災害対策本部事務局）に対して、千葉県防災情報システム、電話・FAX又は防災行政無線により速やかに被災状況を報告する。</p> <p>千葉県に報告できない場合は国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに千葉県に報告する</p>	<p>9 本部会議及び千葉県への被災状況報告（災害対応事務局、広報班）</p> <p>(3) 千葉県への報告</p> <p>千葉県（_____災害対策本部事務局）に対して、千葉県防災情報システム、電話・FAX又は防災行政無線により速やかに被災状況を報告する。</p> <p>千葉県に報告できない場合は国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに千葉県に報告する</p>
102	第3章 第2節 第3 広報活動の実施	<p>(3) 市民に広報すべき内容と、それぞれの広報の方法は下表を基本とする。</p>	<p>(3) 市民に広報すべき内容と、それぞれの広報の方法は下表を基本とする。</p> <p><u>電話一斉配信サービスの追加</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
107	第3章 第3節 第1 水防活動の実施	(6) <u>避難勧告等</u> の発令（災害対応事務局） 水害による著しい危険が予想されるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、市長の判断を仰いだのち、 <u>避難勧告等</u> を発令する。 <u>避難勧告等</u> の発令にあたっては、発令すべきタイミング等について、千葉県や指定地方行政機関等へ助言を求めることができる。	(6) <u>避難情報</u> の発令（災害対応事務局） 水害による著しい危険が予想されるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、市長の判断を仰いだのち、 <u>避難情報</u> を発令する。 <u>避難情報</u> の発令にあたっては、発令すべきタイミング等について、千葉県や指定地方行政機関等へ助言を求めることができる。
109	第3章 第3節 第2 土砂災害応急対策の実施	<行動計画> (2) 被災市街地対応本部は、土砂災害の発生が予想される場合は、急傾斜地崩壊危険区域等_____の予め把握している危険崖地のパトロールを実施し、災害対応事務局へ報告する。	<行動計画> (2) 被災市街地対応本部は、土砂災害の発生が予想される場合は、急傾斜地崩壊危険区域や <u>土砂災害警戒区域等</u> の予め把握している危険崖地のパトロールを実施し、災害対応事務局へ報告する。
同上	同上	2 住民等への情報伝達（災害対応事務局、広報班、被災市街地対応本部、災害班） (3) 市長は、避難の必要が認められる地域の市民に対して、 <u>避難勧告等</u> を発令する。 (4) <u>避難勧告等</u> を行う場合は、以下の内容を考慮するとともに、クラックの発生や斜面からの小石の落石等、現地の状況を十分に加味した上で発令する。	2 住民等への情報伝達（災害対応事務局、広報班、被災市街地対応本部、災害班） (3) 市長は、避難の必要が認められる地域の市民に対して、 <u>避難情報</u> を発令する。 (4) <u>避難情報</u> を発令する場合は、以下の内容を考慮するとともに、クラックの発生や斜面からの小石の落石等、現地の状況を十分に加味した上で発令する。

ページ	修正箇所	現行	修正後
110	第3章 第3節 第2 土砂災害応急対策の実施	<p>2 住民等への情報伝達（災害対応事務局、広報班、被災市街地対応本部、災害班）</p> <p>(5) <u>避難勧告等</u>の発令にあたっては、発令すべきタイミング等について、千葉県や指定地方行政機関等へ助言を求めることができる。</p> <p>(6) <u>避難勧告等</u>が行われた場合、広報班は直ちに広報車の派遣や防災行政無線（同報無線）、報道機関等を通じて市民に周知する。</p> <p>(7) 災害班は、被災生活支援本部からの指示に基づいて、対象地域の市民に<u>避難勧告等</u>を周知する。</p>	<p>2 住民等への情報伝達（災害対応事務局、広報班、被災市街地対応本部、災害班）</p> <p>(5) <u>避難情報</u>の発令にあたっては、発令すべきタイミング等について、千葉県や指定地方行政機関等へ助言を求めることができる。</p> <p>(6) <u>避難情報</u>を発令した場合、広報班は直ちに広報車の派遣や防災行政無線（同報無線）、報道機関等を通じて市民に周知する。</p> <p>(7) 災害班は、被災生活支援本部からの指示に基づいて、対象地域の市民に<u>避難情報</u>を周知する。</p>
117	第3章 第3節 第4 道路・交通手段の確保	<p>4 避難路の選定（被災市街地対応本部）</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u>の発令に備え、把握した被災状況をもとに安全な避難経路を選定し、被災生活支援本部を通じて災害対応事務局へ報告する。</p> <p>(2) 市長は、<u>避難勧告等</u>を発令する場合は、被災市街地対応本部等が把握した被災情報等をもとに、安全な避難誘導を災害班及び関係機関に指示する。</p>	<p>4 避難路の選定（被災市街地対応本部）</p> <p>(1) <u>避難情報</u>の発令に備え、把握した被災状況をもとに安全な避難経路を選定し、被災生活支援本部を通じて災害対応事務局へ報告する。</p> <p>(2) 市長は、<u>避難情報</u>を発令する場合は、被災市街地対応本部等が把握した被災情報等をもとに、安全な避難誘導を災害班及び関係機関に指示する。</p>
125	第3章 第3節 第7 避難情報の発令	<p>第3章 第3節 第7 <u>避難勧告等</u>の発令</p> <p><基本方針> 2. 周辺地域の状況や気象情報等により、災害対応事務局及び被災市街地対応本部において応急避難の必要性を検討し、状況に応じて、市長が<u>避難勧告等</u>を発令する。</p>	<p>第3章 第3節 第7 <u>避難情報</u>の発令</p> <p><基本方針> 2. 周辺地域の状況や気象情報等により、災害対応事務局及び被災市街地対応本部において応急避難の必要性を検討し、状況に応じて、市長が<u>避難情報</u>を発令する。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
126	第3章 第3節 第7 避難情報の発令	<p>1 <u>避難勧告等の発令</u>（災害対応事務局、被災市街地対応本部、被災生活支援本部、関係機関）</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u></p> <p>ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命・身体・財産を保護し、被害の拡大を防止するため、市民等に対して状況に応じた適切な<u>避難勧告等</u>（<u>避難準備・高齢者等避難、避難勧告、緊急指示（緊急）の発令</u>）を行う。</p> <p>イ <u>避難勧告等の発令</u>にあたっては、発令すべきタイミング等について、千葉県や指定地方行政機関等へ助言を求めることができる。</p> <p>ウ <u>避難勧告等の発令</u>について、海岸・河川等及び崖地に関する発令は被災市街地対応本部が巡視・監視の上、意見具申するものとする。</p> <p>エ <u>避難勧告等の発令</u>にあたり、「住民に行動を促す情報」及び「住民がとるべき行動」を明確化し、住民が直感的に情報が理解できるよう避難情報を5段階で発令する。</p>	<p>1 <u>避難情報の発令</u>（災害対応事務局、被災市街地対応本部、被災生活支援本部、関係機関）</p> <p>(1) <u>避難情報</u></p> <p>ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命・身体・財産を保護し、被害の拡大を防止するため、市民等に対して状況に応じた適切な<u>避難情報</u>（<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>）を発令する。</p> <p>イ <u>避難情報の発令</u>にあたっては、発令すべきタイミング等について、千葉県や指定地方行政機関等へ助言を求めることができる。</p> <p>ウ <u>避難情報の発令</u>について、海岸・河川等及び崖地に関する発令は被災市街地対応本部が巡視・監視の上、意見具申するものとする。</p> <p>エ <u>避難情報の発令</u>にあたり、「住民に行動を促す情報」及び「住民がとるべき行動」を明確化し、住民が直感的に情報が理解できるよう避難情報を5段階で発令する。</p>
同上	同上		（表修正）住民がとるべき行動、住民に行動を促す情報
126～ 128	同上	第7すべて <u>避難勧告等</u>	第7すべて <u>避難情報</u> に変更

ページ	修正箇所	現行	修正後
129	第3章 第3節 第8 危険区域の立入禁止措置	<p><基本方針></p> <p>1. <u>避難勧告等</u>を発令した区域では、区域内への立入りを禁止し、二次災害の発生を未然に防ぐ。</p>	<p><基本方針></p> <p>1. <u>避難指示等</u>を発令した区域では、区域内への立入りを禁止し、二次災害の発生を未然に防ぐ。</p>
同上	同上	<p><行動計画></p> <p>1 警戒区域等の設定（災害対応事務局、関係本部）</p> <p>(1) 災害対応事務局は、<u>避難勧告等</u>対象区域のほか、消防本部、被災市街地対応本部、その他の関係機関より、災害発生後の危険性等に関する情報を収集し、住民の生命・身体・財産に対する危険性がある区域を市長に報告する。</p>	<p><行動計画></p> <p>1 警戒区域等の設定（災害対応事務局、関係本部）</p> <p>(1) 災害対応事務局は、<u>避難指示等</u>対象区域のほか、消防本部、被災市街地対応本部、その他の関係機関より、災害発生後の危険性等に関する情報を収集し、住民の生命・身体・財産に対する危険性がある区域を市長に報告する。</p>
131	第3章 第4節 第1 避難所の開設・運営	<p><基本方針></p> <p>1. <u>避難勧告等</u>を発令した場合は、災害対策本部長の指示に基づき、小学校区防災拠点を開設し、早急な避難者の収容に努める。</p> <p>2 避難所の開設（医療本部、被災生活支援本部、小学校区防災拠点、施設管理者）</p> <p>(1) 避難所に指定された施設は、小学校区防災拠点の指示に従って避難者を受け入れ、誘導する。</p> <p>なお、夜間に<u>避難勧告等</u>を発令する可能性が高い場合、避難者が安全に避難するため、大雨になる前に自主避難所を開設する。</p>	<p><基本方針></p> <p>1. <u>避難情報</u>を発令した場合は、災害対策本部長の指示に基づき、小学校区防災拠点を開設し、早急な避難者の収容に努める。</p> <p>2 避難所の開設（医療本部、被災生活支援本部、小学校区防災拠点、施設管理者）</p> <p>(1) 避難所に指定された施設は、小学校区防災拠点の指示に従って避難者を受け入れ、誘導する。</p> <p>なお、夜間に<u>避難情報</u>を発令する可能性が高い場合、避難者が安全に避難するため、大雨になる前に自主避難所を開設する。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
132	第3章 第4節 第1 避難所の開設・運営	<p>3 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の運営（小学校区防災拠点、市民）</p> <p>原則として、市川市避難所マニュアルをもとに避難者が自主的に避難所の運営を行い、小学校区防災拠点要員はそれを支援する。</p> <p>また、避難所運営にあたっては、_____</p> <p>BJ☆projectによる防災に対する女性の視点も踏まえ、避難所のレイアウトや運営体制等、<u>女性</u>への配慮についても検討する。</p>	<p>3 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の運営（小学校区防災拠点、市民）</p> <p>原則として、市川市避難所マニュアルをもとに避難者が自主的に避難所の運営を行い、小学校区防災拠点要員はそれを支援する。</p> <p>また、避難所運営にあたっては、<u>感染症防止の観点や</u></p> <p>BJ☆projectによる防災に対する女性の視点も踏まえ、避難所のレイアウトや運営体制等、<u>多様な方</u>への配慮についても検討する。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
132	第3章 第4節 第1 避難所の開設・運営	(新設)	<p>(2) 感染症対策（被災生活支援本部、小学校区防災拠点）</p> <p>ア 避難者に対し、避難所では基本的な感染対策を実施するよう周知を図る。</p> <p>イ 避難所の受付では、健康状態の確認（検温など）を行うとともに、アルコール消毒の設置やマスクの配布等を行う。</p> <p>ウ 避難所の受付または避難所内で、体調不良等が発生した場合を想定し、予め、避難所内に体調不良等を分けるスペースを確保するとともに、受付から避難スペースまで移動する際には、一般の避難者と動線が交わることはないよう整備する。</p> <p>エ 間仕切り（プライベートテント）等を活用し、避難者間の距離を一定程度確保する。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
133	第3章 第4節 第2 要配慮者対策の実施	<p><行動計画>(2) <u>外国人等の要配慮者</u>については、<u>住民基本台帳等</u>に基づき、<u>小学校区防災拠点と協力して安否・動向確認</u>を行うとともに、必要に応じて「災害時における支援に関する協定」に基づき、市川市国際交流協会に通訳等の協力を依頼する。</p> <p>(3) <u>避難勧告等</u>の発令が行われた場合、消防団や地域（自主）防災組織に対して避難行動要支援者を優先した避難誘導を呼び掛け、必要に応じて関係機関等に車両や船舶等による避難行動要支援者の移送を要請する。</p>	<p><行動計画>(2) <u>外国人等の要配慮者</u>については、<u>小学校区防災拠点と協力して可能な限り安否・動向確認</u>を行うとともに、必要に応じて「災害時における支援に関する協定」に基づき、市川市国際交流協会に通訳等の協力を依頼する。</p> <p>(3) <u>避難情報</u>の発令が行われた場合、消防団や地域（自主）防災組織に対して避難行動要支援者を優先した避難誘導を呼び掛け、必要に応じて関係機関等に車両や船舶等による避難行動要支援者の移送を要請する。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
139	第3章 第4節 第4 水、食糧、物資の供給	<p>6 政府所有米の供給計画</p> <p>政府所有米の調達を要する際、知事は、農林水産省 <u>政策統括官</u> に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。</p> <p>当該米穀を買い受ける場合、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、<u>政策統括官</u>と売買契約を締結した上で、<u>政策統括官</u>と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引渡しを受ける。</p> <p>なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。</p>	<p>6 政府所有米の供給計画</p> <p>政府所有米の調達を要する際、知事は、農林水産省 <u>農産局長</u> に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。</p> <p>当該米穀を買い受ける場合、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、<u>農産局長</u>と売買契約を締結した上で、<u>農産局長</u>と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引渡しを受ける。</p> <p>なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
164	巻末資料 第1 避難 場所・避難所一覧 (1)	避難場所 所在地 (略) 6 県立国分高校 稲越町 310 7 稲越小学校 稲越町 518-2	避難場所 所在地 (略) 6 県立国分高校 稲越 2-2-1 7 稲越小学校 稲越 3-21-8
165	巻末資料 第1 避難 場所・避難所一覧(2)	避難場所 施設名称 49 塩浜学園(前期校舎) 50 塩浜学園(後期校舎) 51 塩浜市民体育館 (略) 122 塩焼2丁目広場 123 全日警ホール(八幡市民会館)	避難場所 施設名称 49 塩浜学園_____ _____ 50 塩浜市民体育館 (略) 120 塩焼2丁目広場 121 全日警ホール(八幡市民会館)
168	巻末資料 第3 福祉 避難所施設一覧	30 ホワイト市川(別館) 二俣 530 番地 38 つばさくらぶ 柏井町 4-296-2 46 オアゾ市川 稲越町 57-1	_____ 37 らいおんハート 柏井町 4-296-2 45 オアゾ市川 稲越 1-25-35
171	巻末資料 第6 土砂災 害警戒区域等一覧	がけ崩れ警戒区域一覧	土砂災害警戒区域等一覧
173	巻末資料 第7 急傾斜 地崩壊危険区域一覧	(新設)	急傾斜地崩壊危険区域一覧

ページ	修正箇所	現行	修正後
174	巻末資料 第8 避難情報の発令区分及び伝達方法	① <u>避難勧告等の発令区分</u>	① <u>避難情報の発令区分</u> <u>図の差し替え</u>
175	巻末資料 第9 気象官署が発表する注意報、警報等の基準(1)	洪水によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数基準：真間川流域 <u>7</u> 、高谷川流域 <u>4.2</u> 、国分川流域 <u>6</u> 、大柏川流域 <u>3.9</u> 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準） 真間川流域 <u>(8,5.6)</u> 、高谷川流域 <u>(5,3.2)</u> 、 国分川流域 <u>(5,6)</u> 、大柏川流域 <u>(8,3.9)</u> 、江戸川流域 <u>(8,9.9)</u> 指定河川洪水予報による基準：江戸川〔野田〕	洪水によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数基準：真間川流域 <u>10.4</u> 、高谷川流域 <u>4.2</u> 、国分川流域 <u>9.1</u> 、大柏川流域 <u>5.7</u> 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準） 真間川流域 <u>(9,10.4)</u> 、高谷川流域 <u>(6,3.2)</u> 、 国分川流域 <u>(6,9.1)</u> 、大柏川流域 <u>(10,5.7)</u> 、 江戸川流域 <u>(6,12.4)</u> 指定河川洪水予報による基準：江戸川〔野田〕

ページ	修正箇所	現行	修正後
176	巻末資料 第8 気象官署が発表する注意報、警報等の基準(2)	<p>洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</p> <p>3時間雨量が、80mm以上</p> <p>流域雨量指数基準</p> <p>真間川流域 8.87、高谷川流域 5.3、国分川流域 7.6、大柏川流域 4.9</p> <p>複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準）</p> <p>真間川流域（8,7.9）、国分川流域（8,6.8）、大柏川流域（8,4.6）、江戸川流域（8,15.4）</p> <p>指定河川洪水予報による基準：江戸川〔野田〕</p>	<p>洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</p> <p>3時間雨量が、80mm以上</p> <p>流域雨量指数基準</p> <p>真間川流域 <u>13</u>、高谷川流域 5.3、国分川流域 <u>11.4</u>、大柏川流域 <u>7.2</u></p> <p>複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準）</p> <p>真間川流域 <u>(9,11.7)</u>、国分川流域 <u>(9,11.3)</u>、大柏川流域 <u>(11,6.6)</u>、江戸川流域 <u>(9,15.8)</u></p> <p>指定河川洪水予報による基準：江戸川〔野田〕</p>